

会員に対する処分及び勧告について

令和 2 年 7 月 16 日
一般社団法人 投資信託協会

本会は、本日、下記のとおり、法令違反行為が認められた会員 1 社に対し、定款第 17 条第 1 項の規定に基づく処分及び同第 18 条の規定に基づく勧告を行いました。

記

1. 被処分会社 イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

2. 事実関係

(1) イーストスプリング・インベストメンツ株式会社（以下「同社」という。）

は、令和 2 年 4 月 3 日付で金融庁により、金融商品取引法第 42 条第 1 項違反行為（投資信託の受益者のために忠実に投資運用業を行っていないもの）が認定されている。

(2) 行政処分において認定された法令違反行為

同社は、同社が運用する投資信託の基準価額の計算や会計処理等の投信計理業務を A 信託銀行に業務委託するとともに（平成 23 年から同 27 年にかけて行われていたものをいう。以下「当該業務委託契約」という。）、自らが運用する投資信託のグローバル・カストディアンとしての業務を A 信託銀行のグループ会社である B 社に集約している。

平成 26 年 8 月から 9 月にかけて、A 信託銀行において複数の事務過誤（誤った投資信託の基準価額の情報媒体への配信等）が発生したことを踏まえ、同社は、当該業務委託契約を解約することとしたが、同社の都合により解約する場合、A 信託銀行に対して解約金を支払う契約となっていた。同社は、平成 27 年の初めごろから、A 信託銀行との間で、解約金を生じさせない解約合意に向け、交渉（以下「本件交渉」という。）を行なっている。

同社は、本件交渉において、A 信託銀行から、B 社がグローバル・カストディアンとなっている投資信託において、従前のカストディフィーにベースフィー（受託財産の規模や取引件数に関わらず固定額を賦課するもの。）を

追加することによる値上げ（以下「当該値上げ」という。）を行うことを条件として提示された。

これを受け、同社は、特定の投資信託（他の投資信託に取得させることを目的とする投資信託。以下「当該マザーファンド」という。）において当該値上げを行うこととし、平成 27 年 2 月、A 信託銀行に対し、当該値上げを受け入れる旨及び当該マザーファンドの再信託受託会社である C 信託銀行から当該値上げについて確認を求められた場合には同意する旨（注）を伝達している。

（注） 当該マザーファンドにおけるグローバル・カストディアンとしての業務に係る契約当事者は、B 社及び C 信託銀行であり、契約内容を変更する場合には、C 信託銀行は同社に確認を行うこととなっていた。

その後、同社は、C 信託銀行から、当該値上げの可否について確認を受け、これを了承しており、その結果、平成 27 年 3 月 1 日から、当該マザーファンドにおいて、当該値上げが行われることとなった。

なお、同時期に同社と A 信託銀行との間で締結された、当該業務委託契約の解約に係る合意書において、今回の解約に伴う解約金は生じないこと等が定められており、解約金の発生は回避されている。

上記のとおり、同社は、A 信託銀行との本件交渉における条件に当該値上げを含めており、また、当該値上げの合理性について何ら確認することなく当該値上げを受け入れている。これにより、当該マザーファンドの費用が増加する結果となる中で、同社は、自らが運用する投資信託に当該マザーファンドを組み入れて運用を行なっている。

同社の上記行為は、投資信託の受益者のために忠実に投資運用業を行っていないものであり、金商法第 42 条第 1 項に違反するものと認められる。

3. 処分及び勧告の内容

- ・ 定款第 17 条第 1 項の規定に基づく処分
過怠金 1,000 万円を徴収する
- ・ 定款第 18 条の規定に基づく勧告
業務改善計画の提出及び同計画に基づく実施状況等について経過報告の提出

以上